

建築物の駐車施設に関する条例の一部改正についての パブリックコメントでの意見の概要と金沢市の考え方

1. 意見募集期間 令和7年11月17日（月）～ 令和7年12月16日（火）
2. 提出方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
3. 意見数 4件 （3名）

	意見の概要	本市の考え方
1	<p>ビルの駐車施設は無味乾燥なビルに隣接して設置するよりも、ビル後部、背面に高層の駐車場を作らせ、有機的に利用すべきではないか。資金不足の会社、個人には売却か制度融資を考えるべきである。</p> <p>片町などの繁華街は荷物搬入の問題があるが、背面、後部に高層の駐車場を作らせ、配送センターとして活用すべきではないだろうか。</p> <p>現在、駐車場は幹線道路の背面には数多く存在しているが、殆どが平面駐車である。これに特別制度融資を設け3階以上でないと認めないとかすべきではないか。</p>	<p>当市においては、「金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例」において「まちなか駐車場設置基準」を定めています。特に金沢駅周辺や武蔵・香林坊・片町などにおいては、「立体化・集約化等により土地が有効に利用されること」などの基準を設けており、駐車場の新設等の届出があった際には、当該基準に基づき助言・指導を行っております。</p> <p>また、今回改正を予定している「建築物の駐車施設に関する条例」では、共同荷さばき駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により荷さばき駐車施設の整備と同等以上の効力があると認められる場合は、自敷地内での確保を求めないこととしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>金沢の町並み、ここに駐車場を兼ね備えたビルを整備するのは多くの問題が存在する。再開発すれば別にして、もともとは普通の民家の大きさの敷地にビルを建設している関係上どのビルも小さくならざるを得ない。このようなビルのどこに駐車場を建設できるのか。</p>	<p>今回の「建築物の駐車施設に関する条例の一部改正」では、都市再生緊急整備地域内において敷地面積が1,000㎡未満の建築物を建築する場合においても、荷さばき駐車施設の確保を義務付けるものではありませんが、共同荷さばき駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により荷さばき駐車施設の整備と同等以上の効力があると認められる場合は、自敷地内での確保を求めないこととしております。</p>
3	<p>改正に賛成します。</p> <p>なお、今後のさらなる推進（改正）策として、既存建物についてファーストステップとして、駐車場が確保できない場合、ドアツードアの直送を禁止し、建物側が一定の場所に引き取りに行く制度としてはどうかと思います。</p> <p>これにより、既存建物等においても、荷捌き駐車場の設置を行う理由、動機とする一方、国等が推進する宅配便の再配達削減策としての「個人の荷物も職場受け取り」「コンビニ受け取り」など施策を後押し、応援する効果ができます。</p>	<p>既存建物で荷さばき駐車施設の確保ができていないものについても、市で用意している荷さばき駐車場や荷さばき路線の周知を図り利用を促すとともに、さらなる荷さばき駐車場の確保に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>荷捌き場のスペースを設けることは違法駐車の撲滅、配送者の安心感確保には良いことだと思います。</p> <p>加えて、一部の道を一方通行にすることでエリアは確保しやすくなると思います。</p>	<p>引き続き荷さばきスペースの確保にも努めてまいります。</p>

(注) ご意見については、一部要約して記載しております。